

令和7年10月20日
湖西市いじめ問題対策連絡協議会 資料

市長部局による いじめ防止対策

湖西市こども未来部こども政策課
いじめ防止対策室

市長部局によるいじめ防止対策体制構築の経緯

R5.5

- 第三者による「いじめ問題調査委員会」がいじめ重大事態に係る調査報告書を提出

R5.6

- 市役所内に「いじめ防止対策の体制構築プロジェクトチーム」を発足

R6.4

- こども未来部こども政策課内に「いじめ防止対策準備室」を設置

R6.10

- 「湖西市いじめ防止対策推進条例」公布
- いじめ専門相談窓口開設

R7.4

- 「いじめ防止対策準備室」から「いじめ防止対策室」へ変更

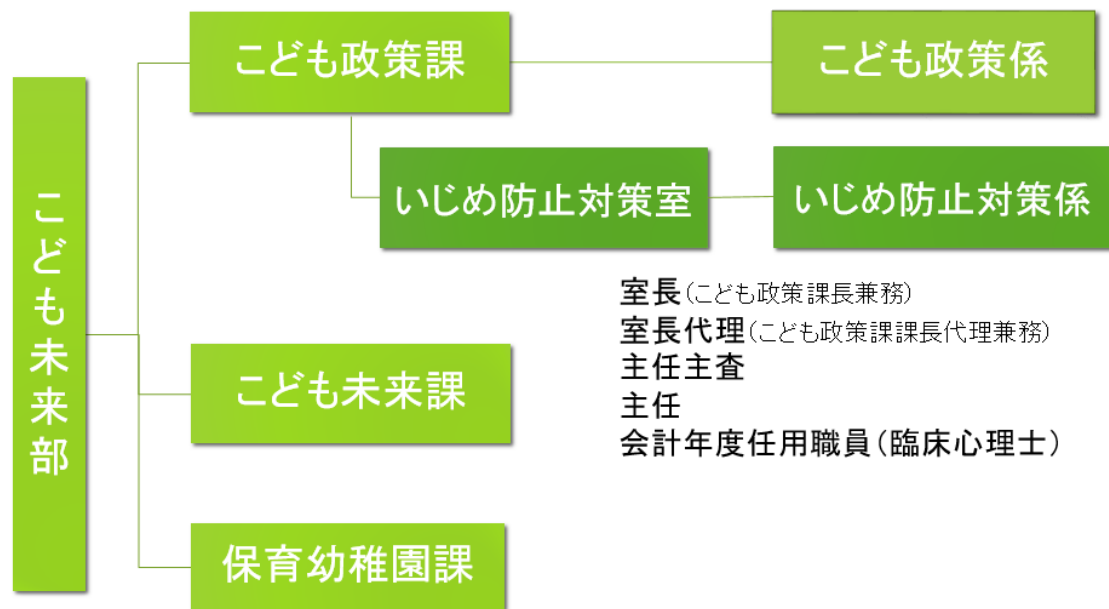
市長部局のいじめ防止対策推進体制

組織の目的

学校、教育委員会に加え、**中立・公平な立場の相談先**として市長部局に設置。いじめ事案への複数の対応方法を用意することで、状況に応じた支援の選択肢を増やす。

いじめ防止のための**啓発活動に重点**を置き、未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見のための施策を実施することで深刻化の防止を図る。こどもの人権を保護し、児童等の利益を最優先に、いじめへの理解を深め、いじめが行われないようにする。

組織体制



湖西市のいじめ防止対策推進体制

いじめ防止対策推進法



湖西市いじめ防止対策推進条例

湖西市いじめの防止等のための基本的な方針

市長部局

こども未来部
こども政策課
いじめ防止対策室

- ◎ 関係による防止
- ◎ 予防・早期発見・相談介入

教育委員会

- ◎ 学校のいじめ防止対策に必要な措置
- ◎ 教職員への研修・支援

学校

- ◎ いじめの防止
- ◎ 解決のための対策

いじめ防止対策委員会

相談窓口

相談

児童等
保護者

【条例第13条】
いじめ問題
対策連絡
協議会

◎ 連携・情報共有

関係機関等

【条例第14条】
いじめ問題
専門委員会

- ◎ 重大事態の調査の結果に対する調査
- ◎ 専門家による審議

いじめ問題
調査委員会
(第三者委員会)

◎ 重大事態の調査

いじめ対策
推進協議会

◎ 研究・情報交換

湖西市いじめ防止対策推進条例

制定の目的

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえつつ、本市ならではの理念や取組みを定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

条文（抜粋）

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に影響を与えず、その人権を侵害することのないよう、児童等の利益を最優先に、児童等のいじめへの理解を深め、いじめが行われなくなるようにすることを旨とし、市、学校、保護者、市民等、地域団体等及び関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市長は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、かつ、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 教育委員会は、学校がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講じなければならない。

（啓発、教育及び人材育成）

第9条 市は、いじめを正しく理解してもらうため、市民等に対して、いじめに関する必要な啓発及び教育を行うものとする。

2 学校は、いじめの防止に資するため、児童等に対して、道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとする。

3 市長は、学校外におけるいじめの防止等のため、地域でいじめ防止対策その他のいじめ防止等のための活動を行う市民等の育成に努めるものとする。

（相談、通報等）

第10条 市は、いじめを早期に発見し対応するために、効果的な相談及び通報の体制を整えるものとする。

2 学校は、いじめを早期に発見し対応するために、児童等が安心して相談することができるような取組を行うものとする。



条例の全文は
こちらから

湖西市方式の特色

こども家庭庁と連携し、いじめ防止対策の体制を構築

こども家庭庁と連携し、市長部局によるいじめの相談から解消まで取り組むいじめ防止対策の体制を構築する事業に参画しています。

積極的な予防啓発と、踏みこんだ介入支援

- 積極的な予防啓発活動で未然防止に努めます。
- 相談を受けた案件に真摯に対応。当事者と学校や関係機関との間に入り、関係者間の仲介役も担います。

デジタルを活用したいじめ防止対策の推進

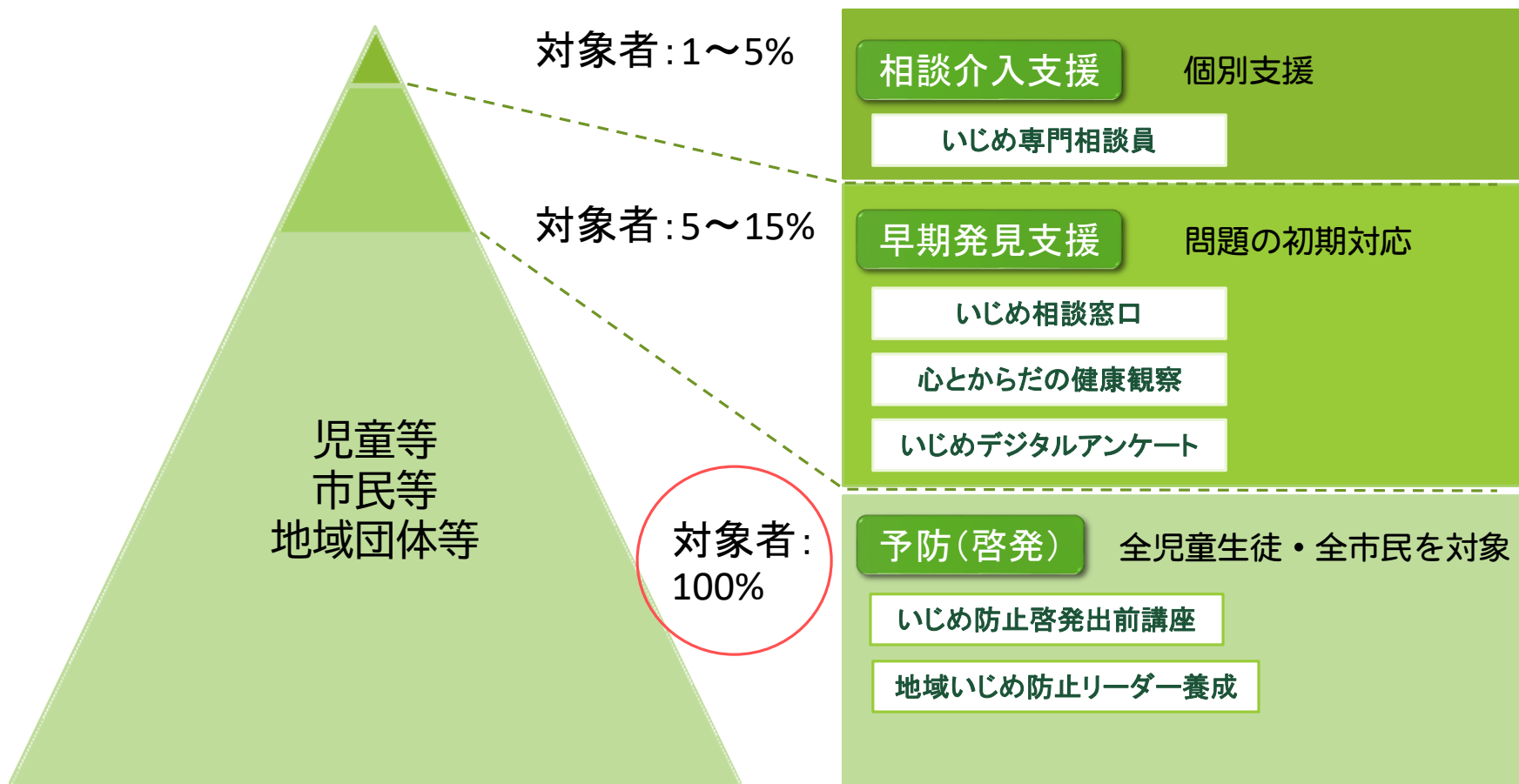
- 学校で行う健康観察といじめアンケートのデジタル化を推進し、組織内・組織間の情報共有を加速させます。
- チャット相談、フォームによる通報など、デジタル相談を採用しています。

予防（啓発）に注力するいじめ防止対策

RTIモデル※の採用

いじめが起こることを前提とした対策・支援でなく、予防（啓発）に力を入れたいじめ防止対策

※RTIモデル Response To Intervention model 3つのレベルでそれぞれの反応に合わせた支援を展開する“介入支援への反応モデル”



いじめ専門相談窓口

市長部局によるいじめ専門の相談窓口を開設し、児童等、保護者、目撃者等からの相談・通報に対応

いじめ相談室(対面)

- 湖西市健康福祉センター「おぼと」内 いじめ防止対策室
- 平日8:30～17:00 ※祝日・年末年始除く



いじめ電話相談

- フリーダイヤル
- 平日8:30～17:00 ※祝日・年末年始除く



いじめメール相談

- 返信は平日8:30～17:00 ※祝日・年末年始除く



いじめ・ちやっと相談

- 対象: 小学4年生～中学3年生
- 対応日時: 月・水・金 16時～21時
- ブラウザ方式で、学校の1人1台端末や、自宅のスマホ・タブレットから使用可。
- 専門業者へ相談対応を含め委託。



いじめ通報ポスト(ネット版)

- アンケート形式のフォームから、回答を選択する方式でいじめの通報ができる。



R6相談実績(初回)

(令和6年10月15日
～令和7年3月31日)

相談方法	件数
対面相談	2件
電話相談	6件
メール相談	2件
チャット相談	7件
いじめポスト	1件
計	18件

R7.9～開始

いじめ通報ポスト(郵便版)

- 専用チラシに印刷してあるハガキに、いじめについて書いてポストに投函。

